

ISSA海外論文要約より

社会保険改正にかんする 労働総同盟の提案

Fernando Montagnani (イタリア)

社会保険改正の提案にかんする運営委員会(1967年6月7—8日、ローマ)に、イタリア労働総同盟(CGIL. -Confederazione Generale Italiana del Lavoro)の書記長が提出した報告によって、総同盟による年金制度改革の要求が推進されることになった。

現在、イタリアの年金制度は2つの重要な問題に直面している。1つは、すでに裁定されている年金の水準にかんする改善であり、もう1つは、制度の完全な総点検である。2つの問題は異なっており、それぞれ別に扱われている。一般的な制度で支給される平均年



金は、一般に月額2万2,000リラで、65歳未満の最低額は1万5,600リラ、65歳以上では1万9,500リラとなっている。すべての年金のうち、約3分の2が最低の支給額となっている。そのような低い年金が、満足な生活水準を確保させることの困難なことは、これらの数字から明白であろう。年金額の調整について、スライディング・スケール制度が実施されているが、この仕組みだけでは、年金の水準を、適切な水準に維持することは、保証できない。問題は、適切な立法措置を要求することになるであろう。

受給者の年齢によって異なる水準を、1本にするには、なんらの根拠も存在していないので、ある統一的な最低年金額を定めるべきであると、CGILは絶えず主張してきた。月額1万9,500リラの最低額における15%の引上げは、その結果、年金額を2万2,500リラとし、この支給額が最低年金月額とされるかも知れない。その場合には、そのような調整を賄なうに必要な基金を見出だす問題が生じ、また、この問題から、年金制度の改革という問題が生まれることになる。イタリアでは、各人の収入に対する比率で示される拠出率は、ヨーロッパにおける最大のひとつ(工業労働者で18%)となっており、しかも、かてて加えて、多数の積立金制度が実施されており、それらの制度の中には、給付提供のために、より有効に使用できたはずの多数の資金が、管理支出として使われている。さらに、被用者に対する一般的な制度では、農業労働者に適用される拠出率と、その他のカテゴリーに属する労働者の拠出率との間に、実質的かつ変則的な相違が存在する。政治的および社会的理由から、農業労働者に対する拠

出率は、従来きわめて低い水準に固定されており、ある場合には、工業や商業部門の労働者によって支払われる拠出率の、15分の1程度の低さであった。その結果、毎年何十億リラかの資金が、工業労働者のポケットから、農業労働者のポケットに移されている。かくして、積立金制度に対する拠出は、すべて被用者の所得に対する租税の性格をもっている。契約貯蓄制度の擁護者たちでさえも、労働者からの拠出の流入として説明される、かなりな量の貯蓄を、基本的には、保護として指定されている活動の妥当性を、承認しなければならない。もし、農業部門の使用者たちが、他の部門において実施される拠出率で、拠出を支払うように要求されるならば、農業部門からの拠出収入は3,000万リラとなり、これは農業部門における拠出と支出との間に現在存在している差額を解消する財源を賄わない、また、一般的制度でカバーされた全労働者に支給される年金水準を、改善することができたであろう。

年金制度改革の適切な方向づけとして、二

つの基本的なガイドラインが生まれてくる。まず拠出がその徴収目的に対して、完全かつ明白に使用され、さらにあるほかの関係において、たとえ他の目的が正当で、しかも合法的であるとしても、直接的にもしくは間接的に、最終的な目的が、それら他の目的に対する拠出利用の基本原則とその流用とに、与えられるということを、改正が保証しなければならない。第2番目に、公的部門かまたは民間部門に雇用されるすべての被用者を、ある単一の制度に含めるために、既存のすべての基金と制度を統合するのが、基本的課題とされることである。そのような統合は、多数の諸要素によって達成される。とくに、雇用機会、労働条件および報酬の水準が異なった時期では変化し、またあるカテゴリーと他のカテゴリーで、そしてある部門と他の部門でも相違するという事実が指摘される。

ある人物が、ある特殊な職業のカテゴリー部門に雇用されるという事実により、ある直接的な方法で、年金水準が不利な影響を受けるという状況を、将来において除去するに

は、年金は全被用者の全般的な状況に基づいて、決定されるべきであるということが、基本的に要求される。異なった部門とカテゴリーなどのあいだに現在存在し、あるいは将来発生するかも知れない取扱い上の変則は、かくして、全般的な連帶責任を基盤として、もし各個別の労働者に支給される年金額が、当人の支払った拠出に応じて算出されるならば、自然に除去されるであろう。

Proposals of the Italian General Confederation of Labour (C.G.I.L.) concerning the Reform of the Social Insurance Scheme, "Le Proposte della Confederazione Generale Italiana del Lavoro Per la riforma della Previdenza Sociale", "L'assistenza sociale", No.3, 1967, pp. 267—291; No.11, '68.